

○引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 95,951 千円
 (歳出) 社会保障施策に要する経費 2,326,081 千円

(千円)

社会保障施策に要する経費		財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税	その他
・社会福祉総務費	336,391	88,205			13,876	234,310
・老人福祉費	538,128	41,937		47,230	22,198	426,763
・障害者福祉費	499,837	354,207			20,618	125,012
・母子福祉費	20,459	9,960		34	844	9,621
・児童福祉総務費	542,752	302,778		72,463	22,389	145,122
・児童措置費	388,514	313,559			16,026	58,929

○入湯税の使途状況について

(千円)

入湯税の使途	事業費	国県支出金	町債	その他	一般財源	
						うち入湯税
観光の振興	217,619	180,251	4,200		33,168	5,499

※入湯税とは、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるための目的税